

○茨城県資金積立基金条例（抄）

昭和 39 年 3 月 30 日
茨城県条例第 7 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき、資金積立基金（以下「基金」という。）の設置並びに管理及び処分について法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 基金を別表左欄のとおり設置する。

（積立金）

第 3 条 基金は、別表中欄に掲げる目的のため同欄に掲げる額を積み立てるものとする。

2 基金の運用から生ずる収益は、基金に積み立てなければならない。

3 基金に積み立てる額は、予算で定める。

（管理）

第 4 条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金若しくは信託又は確実な有価証券の購入により運用するものとする。ただし、茨城県り災救助基金については、救助物品の購入及び備蓄により運用することができる。

（処分）

第 5 条 基金は、別表右欄に掲げる場合に限り、全部又は一部を処分することができる。

（繰替え運用）

第 6 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

別表

名称	目的及び積立ての額	処分
略	略	略
茨城県森林湖沼環境基金	森林並びに湖沼及び河川の環境の保全に資するため、次に掲げるものを基金に積み立てる。 1 茨城県森林湖沼環境税条例（平成 19 年茨城県条例第 62 号）第 2 条及び第 3 条第 1 項の規定に基づく加算額に係る収納額に相当する金額 2 森林並びに湖沼及び河川の環境の保全のための寄付金	1 森林の保全及び整備を図るための事業に要する経費に充てるとき。 2 湖沼及び河川の水質の保全を図るための事業に要する経費に充てるとき。 3 県民の意識の啓発に係る事業その他の森林並びに湖沼及び河川の環境の保全に資する事業に要する経費に充てるとき。

※ 別表に茨城県森林湖沼環境基金の項を加える改正 平成 20 年 3 月 26 日条例第 4 号